

令和元年11月8日

公益財団法人日本薬剤師研修センター

氏名等の変更があった場合の健康サポート
薬局研修修了証にかかる手続きについて

健康サポート薬局研修修了証は、交付申請した時点において、当該研修を修了していることを証するものです。

したがって、研修修了証受領後に、氏名、自宅住所、電話番号又はメールアドレスが変更になった場合、届出の必要はありません。

また、すでに研修修了証を有している者が他の都道府県の研修修了証の交付を申請する場合又は研修修了証の再交付を申請する場合に、当初交付を受けた研修修了証と氏名等が異なる場合であっても、変更になっていることを証する資料を添付する必要はありません。